

ハローワークにおける求人受付時の トライアル雇用利用の意思確認方法の改善

総務省東京行政評価事務所に、以下の内容の行政相談が寄せられ、同事務所において、事実関係の調査を行った上で関東管区行政評価局に対し報告がありました。

関東管区行政評価局では、平成24年9月及び12月に開催された関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会特別顧問ほか委員7名、以下「推進会議」という。）で審議を行い、その審議結果を踏まえ、本相談に係る東京労働局に対し、管内の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）における求人受付時のトライアル雇用利用の意思確認方法について書面による簡易な方法で確認するなど意思確認方法の改善を図るよう指摘しました。

その指摘を踏まえ、東京労働局では同局管内の17ハローワークの求人受付時のトライアル雇用利用の意思確認方法を調査し、その調査結果に基づき、17ハローワークにおいて、求人受付時のトライアル雇用利用の意思確認を書面で行うという改善が採られました。

（相談要旨）

私（事業主）は、都内のハローワークにおいて試行雇用（トライアル雇用）奨励金のパンフレットをもらい、求人申込書を提出する際にトライアル雇用についてお願いした。

それにもかかわらず、採用者が決まった時点で以降の手続きを確認したところ、ハローワークの担当者から、当該求人申込書の提出時にトライアル雇用による求人である旨の口頭による申出が無かったとして、当該採用者については、トライアル雇用奨励金の支給対象とはならないとの回答があった。

トライアル雇用をするつもりで求人の申込みを行ったのだから、私が採用した者について、トライアル雇用奨励金を支給してほしい。

【試行雇用（トライアル雇用）奨励金とは】

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に奨励金が支給されるもの。

【主な支給要件】

以下に該当する者のうち、試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者を公共職業安定所の紹介により試行的に短期間（原則3か月）雇用する。

- ① 45歳以上の中高年齢者 ② 45歳未満の若年者等 ③ 母子家庭の母等 ④ その他（季節労働者、障害者、日雇労働者等）

【受給額】

対象労働者 1 人につき、月額 4 万円 支給上限：3 か月分まで

（推進会議の審議結果）

本件は、ハローワークにおける求人申込時のトライアル雇用利用の意思の有無について、口頭で確認しているためのトラブルである。このようなトラブルが生じているにも係わらず口頭で確認を続けることは適当ではない。

例えば、口頭での確認方法を書面により簡易に確認する方法に変えるなど、求人申込時のトライアル雇用利用の意思確認の方法について工夫するなどの改善ができないかについて、関係機関と調整し、その調整結果に基づく改善措置状況についても確認すること。

（東京労働局における措置状況等）

○ 東京労働局への依頼事項

当局から苦情内容及び推進会議の結果を説明するとともに、東京労働局管内 17 ハローワークにおける求人申込時のトライアル雇用利用の意思確認の方法を調査すること及び調査結果に基づく対応措置を検討することを依頼。

○ 東京労働局の措置

- ・ 東京労働局では管内ハローワークにおける求人申込時のトライアル雇用利用の意思確認の方法について把握していなかったことから同局で調査を実施。
- ・ 調査の結果、同局管内 17 ハローワークのうち、口頭申込としているのが 11 ハローワーク、書面としているのが 6 ハローワークであった。書面申込の具体的な方法は、求人申込書の余白に「トライアル雇用希望(有・無)」を明記し必ず事業主に確認するという簡易な方法を採用していた。
- ・ 東京労働局から管内 17 ハローワークに対し、求人申込時のトライアル雇用利用の事業主の意思確認の方法について、「書面」による確認を徹底するよう指示文書を発出。



（改善措置状況）

東京労働局が管内 17 ハローワークの改善措置状況を確認したところ、全ハローワークにおいて、求人申込時のトライアル雇用利用についての事業主の意思確認を「書面」で行っている状況を確認。



【連絡先】 関東管区行政評価局総務部 首席行政相談官室

電 話：048-600-2313